

石綿取扱い作業従事者特別教育

労働安全衛生法により、石綿(「アスベスト」とも呼ばれています)を使用した建築物などの解体・改修工事では、その業務に従事する作業員への特別教育が義務づけられています。

当協会では、事業主に代わって下記により実施いたしますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

- 【日 時】** 学科 令和 5年 1月25日(水) 10:20~16:20 (10:20までに受付)
※遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので、集合時間は厳守して下さい。
- 【会 場】** 職業訓練法人二戸職業訓練協会 二戸市米沢字荒谷 76-2 TEL0195-23-3040 駐車場あり
- 【受講料等】**
[会 員] 7,530円(消費税10%込) (受講料 6,600円 テキスト代 930円)
[非会員] 9,180円(消費税10%込) (受講料 8,250円 テキスト代 930円)
- 【申込締切日】** 1月 6日(金) ただし先着60名に達し次第締め切らせていただきます
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
申込者が少ない場合や気象状況等により講習を中止する場合があります。
- 【申 込 方 法】** 空き状況を確認のうえ、「受講申込書」に**受講料・テキスト代**を添えてお申し込み下さい。
(FAX可)
〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 21-6 TEL0195-23-5521 FAX0195-23-0419
※銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。

お振込手数料はご負担願います。

岩手銀行二戸支店(普) 0076795 (公財)岩手労働基準協会二戸支部

- 【キャンセルの取扱】** 1月18日(水)以降のキャンセル及び欠席の場合、受講料はお返しできません。
- 【カリキュラム】**

時 間	講 習 科 目
10:20~10:30	オリエンテーション
10:30~11:00	石綿の有害性 (0.5時間)
11:00~12:00	石綿の使用状況 (1時間)
13:00~14:00	石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 (1時間)
14:10~15:10	保護具の使用方法 (1時間)
15:20~16:20	その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項 (1時間)

※昼食 12:00~13:00 ※休憩 14:00~14:10、15:10~15:20

- 【そ の 他】**
- (1) 受講票は5日前までに郵送いたしますので、当日、講習会場の受付で提示願います。
 - (2) 全科目受講した方には『**修了証**』を交付いたします。
また、所属事業場には『**特別教育修了者証明書**』を交付いたします。
 - (3) 当協会では、受講中の事故に対し、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
 - (4) 筆記用具、昼食をご持参下さい。(会場周辺にはコンビニ・飲食店があります)
 - (5) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承下さい。
 - (6) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。
 - (7) **【注意】厚生労働省の人材開発支援助成金**は、講習終了後2ヵ月以内の申込み手続きとなります。

石綿取扱い作業従事者特別教育受講申込書

令和 5年 1月25日 (水)

※基準協会使用欄
実施管理者

※氏名及び受講者名(本人自署)に、略字は使用しないでください。

ふりがな		生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい。) Tel () () () 〒 - 緊急用携帯電話 () () ()		

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒 - Tel () () ()		
	事業場名 代表者名		担当者名 (必ず記入) 内線 ()	
該当箇所に○印 付けて下さい	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会員・非会員	受講料振込予定日	
	受講票送付先	勤務先・自宅	月 日	

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会長 殿

【注】

- 氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 個人で受講される場合は、電話番号を必ずご記入下さい。
- 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。
- 氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。(旧姓を使用した氏名の場合：戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書により確認すること。通称の場合：住民票又はそれに類する証明書により確認すること。)